

# 京都市情報公開・個人情報保護審議会

## 令和3年度第2回 制度部会 議事要旨

1 日 時 令和3年12月21日（火） 午前9時30分～午前11時30分

2 場 所 京都市役所本庁舎 1階 第1会議室

3 出席委員 山田部会長、小林委員、曾我部委員、松塚委員、宮村委員、渡辺委員

### 4 概 要

#### (1) 本市における個人情報保護制度の見直しについて

事務局から資料に基づき説明を受けた後、次のような発言があった。

##### ア 定義、適用対象

###### <「個人情報」の定義の変更等>

(松塚委員) 当部会では条例案を審議するのではないということでよいか。

(事務局) 条例案そのものではなく、考え方や方向性について御意見をいただきたいと考えている。

(松塚委員) 容易照合可能性について、一般の者にとっての容易なのか。いじめの自死事案など特定の者であれば容易に照合できる情報もある。

(事務局) 本市が保有する個人情報については、本市の職員が一般的な方法により照合できるかどうかで判断するものと考えている。

(山田部会長) 新法による定義を変更することはできないが、現行条例から「個人情報」の定義が変わることで、何か影響があるのかという点については、事務局としては影響はないという考えである。

(曾我部委員) 国の説明では容易照合性要件は実質的には意味はなかったと整理されているが、京都市の実務に照らしてもそうなのか。

(事務局) 現行条例においても、特別の調査をしなければ照合し得ないような情報を除外する考え方で運用しており、そういう意味で影響はないと考えている。

###### <死者情報の取扱い>

(曾我部委員) 死者情報の遺族等からの開示請求について、遺族本人に関する情報でもあると認められれば開示されるとのことだが、いじめによる自死に関する報告書などの相続されない情報の開示ニーズはある。現行の開示制度で対応できないものは、各部署が情報提供で対応しているとのことだが、情報提供に対しては不服があつても争えないという問題があり、この点について手当をとするかどうかは論点の一つである。死者情報の遺族等への開示について独自に条例に規定している自治体もあり、また、各自治体の審査会に参加する中で、現行制度では開示請求が認められないとしても、当然に遺族に開示されるべき情報と考えられるものもあった。今回の法改正に直接起因するものでないが、この点については検討に値する。国の森友問題では、労務災害に関する情報に対する遺族の開示請求が認められたが、そうでない情報もあり得るので重要な問題である。

(事務局) 死者情報に関する規律を個人情報保護に関する法体系に組み込むことはできないと国が説明しており、規定するのであれば別条例を検討する必要があると考えている。現状では、死者情報の取扱いについて、特段の支障が生じているわけではなく、御指摘の内容は将来的な課題であると認識している。

(曾我部委員) 死者情報は個人情報保護法の保護対象外であり、条例で遺族からの開示請求を認めても差し支えないのではないか。

(事務局) 個人情報保護の法体系の中では難しいと認識している。

(渡辺委員) 個人情報保護法において、死者情報が保護されないと死者情報はどういう位置付けになるのか。個人情報でなければどのような開示も可能となるのか。

(事務局) 開示請求や情報公開請求に対する不開示・非公開情報である「個人に関する情報」には死者情報も含まれる。この考え方に基づき、開示の可否を判断することになる。

(山田部会長) 死者情報を個人情報に含むか否かだけでなく、遺族への提供については、個人情報の目的外提供として取り扱っている自治体があるなど対応が様々である。今後は、個人情報の目的外提供という形ではなくなる。

(宮村委員) 新条例は個人情報保護法の実施条例との位置付けであり、法律の趣旨を超える規律は規定できないとの理解か。

(事務局) そのように考えている。

(曾我部委員) 個人情報保護条例は実施条例との位置付けになるのか。屋外広告物条例は屋外広告物法の実施条例的性質が強いが、個人情報保護法の場合は法の規定に反しない限り条例で必要な規定を定めることを妨げるものではなく、屋外広告物法とは異なるのではないか。

(宮村委員) 私も同意見である。市が定める条例の内容が法律に反していなければ、ある程度追加の手続を規定することは否定されるものではない。立法技術として別条例を制定することもあり得るが、市民からのアクセスの容易さも見据えた検討をすべきである。

(松塚委員) 死者情報の取扱いに関する条例を定めている自治体はあるのか。

(事務局) 把握できていない。

(曾我部委員) 個人情報保護条例の中で、遺族による開示請求を認めている例はあるのか。

(事務局) そのような例はあり、私どももどうされるのか注目している。

なお、本市屋外広告物条例については、独自の規定も併せて規定しており、法の委任を受けた実施条例でもあり、かつ、本市独自の条例でもある。死者情報に係る規定を組み込むことは、条例制定権の範囲内ではないかとも考えているが、国の説明では否定的である。

(曾我部委員) 自治体には条例制定権があり、法律で規律されている領域は法による委任が必要だが、それ以外の領域は委任がなくとも規律することは可能ではないか。死者情報については、保有個人情報に当たらないため個人情報保護法の規律領域外である。ニーズを踏まえる必要はあるが、規定すること自体は可能ではないか。

(事務局) 将来的な課題と認識している。

(曾我部委員) いじめで自死した子についてクラスメイトが書いた作文の開示が認められなかった裁判例もある。また、調査報告書等は相続に関係ない情報であるとして遺族本人の情報であることを否定した国の審査会の答申例もある。これらは、遺族にとっては知りたい情報である。

(宮村委員) 「各部署では、必要に応じ、開示請求手続以外の手法で遺族等に情報提供しており」

とあるが、例えば、ガイドラインの策定手続に関して、第三者がチェックする仕組みも考えられる。遺族等への提供について、「新たな対応は特に必要ない」という点は、留保すべきである。

(山田部会長) 京都市では、情報提供の際に必要な部分に限った提供等がされているのか。

(事務局) 情報提供を行う所属において判断しており、要綱で定めた範囲で提供する例や、個別ケースごとに判断する例がある。

(小林委員) 死者情報は個人情報に含まれないため、開示請求や不服申立ができないとのことであるが、市としてある程度統一的な運用をすべきではないか。

(山田部会長) 死者情報の開示や提供の手続については、各部署が個別に対応しているとのことだが、市全体としての整合性も必要である。何も対応しなくてよいのではなく検討は必要である。

#### <条例要配慮個人情報>

(松塚委員) 条例要配慮個人情報を規定すべきかどうかは市が決めるべき事項であり、当部会から意見すべき事項ではないのではないか。

(山田部会長) 確かに、実質的な意義はそれほどなく市としての姿勢を示すかどうかということであれば、審議会が積極的に関与する必要性は低い。

(曾我部委員) DV被害者に関する情報は、犯罪被害に関する情報に含まれないのか。要配慮個人情報の犯罪被害者とは、被疑者が立件される必要があるのか。

(宮村委員) 犯罪とは、暴行事件等の刑事事件になったものなのか。要配慮個人情報で全て包含されるのではないか。

(事務局) 一部含まれるものもあると思うが、全てが含まれるものではないと考えている。新法の「犯罪により害を被った事実」とは、身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず犯罪の被害を受けた事実とされており、具体的には刑罰法令に規定する構成要件のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものと説明されているが、着手がどこまでを指すかは明示されていない。

(宮村委員) 児童虐待等に関して児童相談所への通告があったことは、犯罪により害を被った事実には当たらないということか。

(事務局) 刑事手続ではないため、当たらないと考えられる。

(松塚委員) 一般市民にとっては、DV被害者の情報が加害者に渡ったことが報道されるなどすると個人情報の管理が懸念され、行政への信頼失墜に繋がる。これは、行政内部で漏えいのない仕組みが構築されていればよい。

(事務局) 内部的には、コンプライアンス推進月間における取組等で、DV情報の取扱いに注意を要することは周知している。

(渡辺委員) 新条例に規定することを検討しているのか。

(事務局) 具体的な必要性の有無はさておき、国が例示するものを規定しないとなると、本市がこれらの情報を尊重していないと評価されかねないといった懸念がある。職員に対して配慮を要する情報を意識付けるため、こういった規定を活用する意味もあると考えている。

(渡辺委員) DVは犯罪被害と異なる要素もあり、注意を要する情報ではある。また、精神被害が含まれるとあるが、立件に至らない例も多く、深刻な状況もある。これは虐待においてもそうである。そういう意味では規定する意義はあるのではないか。もし規定するの

であれば、こういった要素も考慮されたい。

(松塚委員) L G B Tは、L G B T Qと言われたりもしており多様だが、どのような規定になるのか。

(事務局) 規定するとすれば「性的少数者の性的指向や性自認に関する記述が含まれる個人情報」といった書きぶりになる。

#### ＜実施機関（適用対象）＞

(渡辺委員) 考え方（案）の方向性でよいと思うが、現時点で全てを決めるのは難しい。

(曾我部委員) 市会が新法の行政機関等の規律の適用対象外であるとのことだが、市会事務局も市会に含まれるのか。

(事務局) 含まれる。

(曾我部委員) これまで、市会に対する開示請求はあるか。

(事務局) 情報公開請求の件数は一定数あるが、過去の個人情報開示請求で把握しているものは1件である。市会事務局が保有する個人情報としては、請願者に関する情報などがある。本市では、これまで市会も実施機関に位置付けて情報公開及び個人情報保護の制度を運用している。

(曾我部委員) 引き続き、市会も実施機関に位置付けることが望ましい。

#### イ 個人情報の取扱いの制限①（収集の制限）

(曾我部委員) 独自の制限規定は置けないが、新法の保有要件として「法令に定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合」とされていることから、必要性の判断が重要である。これを担保するための内部の仕組みが必要であり、考え方（案）の制度所管課への事前協議や審議会への取扱状況の報告などを行うこととすることは、合理的であり賛成である。

(宮村委員) これまでのような審議会への意見聴取手続が認められないため、私も内部手続に移行することは理解できる。審議会に参加する中で、事務所管課が説明する事務の目的や必要性が具体的でないと感じることがあり、新法の規定も「必要な場合」や「法令に定める所掌事務」が広く捉えられてしまうと、法令の目的規定を引用するだけでよしとして事務を進めてしまうことも懸念される。根拠法令を明示したうえで、目的や内容、どの範囲まで収集するのかといったことを具体化する手続ルールを定めることは重要である。手續が書面で行われれば公文書公開請求の対象にもなり、手續が条例に規定されていれば市民もアクセスしやすい。考え方（案）の規律の密度をどう高めるかは課題である。

(山田部会長) 新法には「特定された利用目的の達成に必要な範囲」とあり、個人情報の利用目的の明示が求められている。従来のような事務の目的だけではなく、個人情報自体の利用目的をしっかりと把握する必要がある。

(曾我部委員) 本人外収集に関する規律は、実施機関に不合理な負担が生じることも考えられるが、内部規律を設けるのか。法律の規定の範囲で実施されていれば、本人外収集の制限にこだわる必要はないのではないか。

(事務局) 収集時の考え方として、なるべく本人から収集するようにといったことを手引等に記載することを想定している。

(曾我部委員) 考え方として示すのはよいが、特別の手続を設けることや現行条例のような原則と例外といったことまでは必要ない。現行条例においてもかなり広く例外が認められて

いる。

(宮村委員) 京都市の審議会委員には市民公募委員も含まれているが、そのような構成としている理由はあるのか。

(事務局) 審議会の審議では、市民目線からの意見も必要と考えている。

(宮村委員) 自治体としては市民との距離の近さをいかに制度に反映するかという観点からの構成であると理解できるが、国の個人情報保護委員会はどういった委員構成なのか。新法では、自治体が個人情報保護委員会に意見を求めることができるということだが、委員が専門家のみであれば、市民目線という点で現在の審議会との整合は図られるのだろうか。審議会が担う役割にもよるが、今後、審議会委員の構成も変わらるのだろうか。

これまで事務所管課は審議会に対する説明責任を負い、審議会は事務の評価のようなことを行っている。審議会は公開の会議であり、議事が記録され、透明性が確保されている。当面は国の委員会がこれらの機能を担えるとは考えにくいため、時限的に審議会の役割が維持されることも予想される。

(事務局) 個人情報保護委員会の委員の要件は、人格が高潔で識見の高いものとされ、個人情報保護の学識経験のある者、消費者保護の十分な知識のある者、情報処理技術の学識経験のある者などから衆議院及び参議院の両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することになっており、国民から公募することはない。これまで個人情報保護委員会は地方公共団体の個人情報保護制度に関与していないが、今後、地方公共団体についても所管することになるので、自治体からの問い合わせに対応できるよう体制を充実していただきたいと考えている。私どもとしては、目的外利用や提供について内部のみで判断することの懸念もあり、まだまだ審議会に担っていただく役割が多いと認識している。

市民公募委員を審議会の構成員にしている理由は、本市の市民参加推進条例により、可能な限り専門家の意見と併せて市民感覚の意見を取り入れたいという趣旨であり、国の委員構成と必ずしも整合を図らなければならないとは考えていない。

(小林委員) 手段の適正性について、新法の「偽りその他不正な手段」の禁止は現行条例の「適法かつ公正な手段」と同じといえるのか。新法の規定は、多少適正でなくとも偽りや不正な手段でなければよいという印象を受ける。現行条例と同じ規定を置くのは難しいだろうが、その方が望ましい。

(事務局) 条例に規定を置くことはできないと考えているが、現行条例と同じ考え方で運用したい。

(曾我部委員) 要配慮個人情報の取扱いに関して何らかの内部手続を規定するのであれば、内部手続の範疇であっても、単に日常業務において取扱いに注意を要することや個人情報ファイル簿にその有無が記載されるだけにとどまらないため、先ほど議論した条例要配慮個人情報については、この点を含めて考える必要がある。

(山田部会長) 制度所管課への事前協議や審議会への事後報告などは義務ではなく、可能であるという位置付けで検討しているのか。

(事務局) 個人情報保護制度の実施状況の報告については、義務付けを想定している。

#### ウ 個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）

##### ＜目的外利用・提供の制限＞

(曾我部委員) 考え方（案）には賛成であるが、提供先の可視化に関しては、個人情報ファイ

ル簿と別に公表すると市民には分かりにくい。個人情報ファイル簿の記載事項とされてい  
る経常的な提供先と併せて目的外の提供先も記載するなど、まとめて見れる方がよい。

(事務局) 個人情報ファイル簿に追記できるかは国に確認したい。

(宮村委員) 「相当の理由」や「特別の理由」の詳細はガイドラインで示されるとのことだが、  
条例にガイドラインの内容を規定することはできるのか。

(事務局) ガイドラインの内容を条例に規定することで、法の内容を限定してしまう可能性が  
ある。普遍的な内容であれば条例に規定することも考えられるが、ガイドラインは容易に  
改訂されるため、本市も手引等に記載したいと考えている。

(宮村委員) 「相当の理由」や「特別の理由」の判断は、その裁量的な判断権が行政機関の長等  
に授権されている。法的には裁量的判断は尊重されるが、条例に列挙しておけば判断の指  
標にもなるので、判断の適正性を担保するためには規定を置くことも一つの手法である。

(山田部会長) 提供先の可視化の方法は、一覧性を持たせることが望ましい。

#### <提供先への措置要求>

(曾我部委員) 現行条例にない規定としてまとめられているが、外国にある第三者への提供は、  
提供先への措置要求とは異なるため整理を工夫されたい。外国にある第三者への提供の規  
定をしっかりと運用するとなると、本人への情報提供等が大変である。

(事務局) 確かに外国にある第三者への提供の規定は、本人への情報提供等を規定するもので  
ある。

(松塚委員) 大津市のいじめによる自死事案だったと思うが、行政が情報を提供する際に不当  
な利用をしないよう要求したことが更なる争いに発展したと記憶している。措置要求を濫  
発することがトラブルになることもあるので留意されたい。

(事務局) いじめの関係や訴訟の相手など本市に不信感を抱かれている可能性のある市民に対  
して、必要以上に利用制限を求めることで不信が増すことはあり得る。これは市民応対の  
基本でもあり、実務を行ううえで留意したい。

## 工 個人情報の取扱いの制限③（電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の制限）

次回に審議することとした。

### (2) その他（今後の予定）

令和3年度第3回制度部会は、「個人情報の取扱いの制限（電子計算機処理の制限、電子計算機  
の結合の制限）」「適正な管理、安全管理措置」、「開示、訂正、利用停止」を議題とし、令和4年  
3月3日（火）午後2時から開催することとした。